

旧与謝野町食と健康の拠点施設を活用する
事業運営に関する協定書

(案)

与謝野町

〇〇〇 (事業者名)

旧与謝野町食と健康の拠点施設を活用する事業運営に関する協定書

第1章 総則

与謝野町長 山添 藤真（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、旧与謝野町食と健康の拠点施設の運営（以下「運営業務」という。）について、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、旧与謝野町食と健康の拠点施設等使用貸借契約書（以下「契約書」という。）の規定、与謝野町食と健康の拠点施設利活用計画書及び乙による事業計画書により、乙が行う施設の運営業務に関し、適正かつ継続的に運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 甲が乙を運営事業者として選定する期間は、令和7年9月●日から令和17年3月31日までとする。ただし、期間満了6か月前までに書面により乙が求めた場合、甲乙協議、合意の上、本協定を更新できるものとする。

2 前項の規定により、選定期間が終了した場合は、速やかに契約書に記載のある物件を原状回復し、甲に引き渡さなければならない。この場合において、当該引渡しにかかる費用は、乙の負担とする。

3 原状回復の程度は、甲及び乙の協議によって定める。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

第2章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書）

第4条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに年次事業計画書を提出しなければならない。ただし、当初年度については省略する。

2 乙は、前項の規定により提出した年次事業計画書の内容を大きく変更しようとするときは、甲に対し変更年次事業計画書を提出しなければならない。ただし、乙が行う変更後の事業内容が軽微と認められるときは、この限りでない。

第3章 遵守事項

（法令順守）

第5条 乙は、事業運営に必要とされる各種法律等、契約書及び本協定に基づき、施設を

運営しなければならない。

第4章 禁止事項

(運営に関する禁止事項)

第6条 乙は、貸借物件を次の各号に挙げる用途に使用し、又は使用させてはならない。

- (1) 政治的又は宗教的用途
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途
 - (3) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者の利する用途
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
 - (5) 著しく近隣環境を損なうことが予想される用途
 - (6) その他公序良俗に反する用途
- 2 乙は施設運営に係る一部業務を第三者に委託する場合は、事前にその理由を記載した書面によって甲に報告し、承諾を得なければならない。
- 3 乙は貸借物件上の自己所有の建物その他工作物を協定上の目的を超えて第三者に使用させ、譲渡、貸付け、担保としての提供又はその他処分を行うときは、事前にその理由を記載した書面によって甲の承認を受けなければならない。

第5章 運営状況に関わるヒアリング及び改善勧告

(ヒアリングの実施)

第7条 甲は本協定期間中、施設の運営状況に関して、ヒアリングを申し出ることができる。

- 2 乙は、前項の規定による申し出があった場合、これを受けなければならない。
- 3 乙は、甲から要求があるときは施設の運営状況に関する資料を提示しなければならない。

(改善勧告)

第8条 甲は前条の規定により、当初の事業計画の達成が著しく達成していないことを確認した場合、乙に対し改善の勧告を行うことができる。

- 2 乙は前項の規定により勧告があった場合には、甲が求める期日までに改善策を報告しなければならない。
- 3 甲は前項の規定により報告された改善策が適当と認められないと判断したときは、甲乙協議の場をもって経営改善に取り組むものとする。

第6章 協定の解除

(協定の解除)

第9条 甲は本協定の規定に違反した場合、乙に対し催告期間を定めて履行を催告した上で、乙が当該催告期間を経過してもなお履行しないときは、本協定を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当することがあったときは、いつでも本契約を解除することができる。

(1) 乙が貸借物件を本協定第6条の規定に違反して使用したとき

(2) 乙又はその役員が与謝野町暴力団排除条例(平成22年12月20日条例第16号)各条項に該当するような個人及び団体に関与していたとき

(3) 乙又は乙の関係者等が、貸借物件の管理に著しい迷惑、損害、妨害を及ぼし又は、故意若しくは過失により、貸借物件を著しく破損したとき

(4) 貸借物件において乙又は乙の関係者等により刑事上の違法行為が行われ、又は公序良俗に反する行為が行われたとき

(5) 乙が銀行取引の停止又は差押え・強制執行・競売の申立て・滞納処分を受けたとき、又は、手形小切手が不渡りとなったとき

(6) 乙が所轄の官公署から営業許認可の取消し、営業停止又は禁止の処分を受けたとき

(7) 乙が刑事訴追を受けたときその他甲の信用を著しく失墜させる事実があったとき

(8) 乙が甲の信用を著しく害する行為をしたとき

(9) 前各号のほか、乙が本協定に基づく債務の履行をせず、甲が催告をしても本協定をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき

3 乙は、前項の規定による本協定の解除により損害を受けた場合でも、甲にその賠償を請求できない。

第7章 施設譲渡に関する協議

(施設の譲渡)

第10条 乙は本協定期間中、甲が設定する施設の譲渡に関する協議に応じるものとする。

第8章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第11条 甲は、別記1に示す備品等(以下「備品等」という。)を無償で乙に貸与し、乙は、本協定期間中、備品等を良好な状態に保たなければならない。

2 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により、必要に応じて用途廃止等の手続きを行う。

3 乙は、故意又は過失により備品を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償、又は乙の費用をもって当該物と同等機能を有するもので代替することができる。

第9章 その他

(秘密保持)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に関し知り得た相手方の秘密情報について、本協定の履行の目的以外には使用しないものとし、次の各号に掲げる場合を除き、相手方から事前に承諾を得ることなく第三者に開示することができない。協定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

- (1) 関係法令又は行政官庁により必要とされる場合
- (2) 両者の弁護士、会計士、税理士、その他法令上守秘義務を負う者に開示する場合
- (3) 秘密情報が公知である場合、又は秘密情報受領者の責めによらず公知となった場合
- (4) その他当事者間で別途書面により合意する場合

(その他協議)

第 13 条 甲及び乙は、本協定書に定めのない事項及び本協定書に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本協定書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する

令和 7 年 9 月 日

甲 住所 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1
事業者名 与謝野町
氏名 町長 山 添 藤 真

乙 住所 番地
事業者名
氏名 代表取締役

別記 1